

平成24年12月12日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第298号）は、平成24年12月12日に公布され、同日から施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、1972年に製造中止、回収の指示がなされ、その後、PCB廃棄物を処理すべく民間事業者が中心となって処理施設の立地に取り組んだが、施設立地は実現せず、30年もの間処理がほとんど進まなかった。

その間にPCB廃棄物の紛失問題が顕在化する一方、国際的にPCBの使用廃絶や処理の機運が高まったことなどから、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）が制定され、国が中心となってPCB廃棄物処理の体制を整備するとともに、PCB廃棄物の保管者は、政令で定める期間内に処理を行うことが義務付けられ、同法施行令により法の施行から15年後（平成28年7月）が処分の期間とされた。

その後国100%出資による日本環境安全事業株式会社が全国に5事業所を整備し、順次

処理施設を稼働させた結果、現在までに高圧トランス等の約4割について処理が完了したが、作業従事者の作業環境対策など操業開始後に明らかとなった課題への対応等により想定より処理の進捗が遅れていた。

また、PCB廃棄物特別措置法の施行後に、これまでPCBを使用していないとされていた電気機器から微量のPCBが検出されるものが大量に存在することが判明し、環境省によるPCB廃棄物の焼却実証試験等を踏まえてその処理方法についての検討がなされ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく無害化処理認定制度による処理対象物として位置づけられ、同制度を活用し処理施設の認定を進めることとなり、平成22年に処理が始まったところである。

このような状況を踏まえ、PCB廃棄物特別措置法の施行後10年が経過したことを機に、昨秋から環境省において、有識者により構成される「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、施行状況及び今後の処理推進策について検討してきた。その後、本年8月に検討委員会の報告書が取りまとめられたが、その中で処分の期間に関しては、平成28年7月までの完了が困難であることから、新たな処分の期間を設定することが適当であるとの結論が得られた。

環境省としてはPCB廃棄物の一刻も早い処理完了を目指して処理体制の充実などの処理促進策に取り組むこととしているが、現下の処分の進捗状況を踏まえれば新たな処分の期間の設定が必要であることから、PCB廃棄物特別措置法施行令第3条に規定する処分の期間の改正が行われた。

第2 改正の内容

PCB廃棄物特別措置法施行令第3条に規定する処分の期間を「法の施行の日から平成39年3月31日まで」とした。

第3 早期の処理完了に向けた取組等の強化について

1 早期の処理完了に向けた取組について

今般、処分の期間が10年程度延長されたが、PCB廃棄物の早期処理の必要性に鑑み、日本環境安全事業株式会社の5事業所で処理を行っているPCB廃棄物については、一部の処理に時間を要する機器を除き、可能な限り当初規定された処分の期間内に処分を行うよう保管事業者に対して指導することが重要である。

2 拠点的広域処理施設が立地する地元地域との連携・協力について

拠点的広域処理施設が立地する地元地域については、わが国全体の環境問題でもあるPCB廃棄物処理のため、処理施設を受け入れ、地域住民の方々も参加した監視委員会等の活動により、施設の安全な操業について高い注意を払うことによって、PCB処理の推進に重要な役割を果たしており、我が国及び世界の環境問題の解決に対する重要な貢献である。拠点的広域処理施設のある自治体以外の自治体は、このような地元地域の重要な貢献を認識し、必要な措置を講ずることが重要である。

3 保管場所における適正な保管の確保

都道府県市を対象とした調査によれば、P C B廃棄物の保管事業場において年間30から40件程度のP C Bの漏えい事案、年間30から50件程度のP C B廃棄物の紛失事案が発生しており、不適正な保管等による環境汚染が生じていることが懸念される。

従前より、保管事業者への指導について取り組んでいただいているところであるが、P C Bの環境中への漏えい等に関し、改めて問題意識を持って事業者に対する更なる指導徹底をお願いする。

(参考) 新たな処分の期間の設定の考え方

新たな処分の期間については、検討委員会報告書において以下のようにとりまとめられたことを踏まえて設定したもの。

「今後のP C B廃棄物処理の適正処理推進について」（平成24年8月P C B廃棄物適正処理推進に関する検討委員会）（抜粋）

- 処理期限について、関係者が最大限努力を図った場合に、P C B廃棄物全体の処理完了が達成すると見込まれる時期まで延長することが適当である。
- 処理に最も時間がかかるのは、処理が着手されたばかりである微量P C B汚染廃電気機器等と考えられる。一方で、具体的な期限については、少なくともストックホルム条約で求められている年限（平成40年）までに処理が完了できるようにすべきである。
- このためには、処理期限が到来してもなお未処理の廃棄物についても、P C B廃棄物特別措置法に基づく命令等により確実に処理をさせるよう措置する期間として2年間程度を見込むことが必要である。
- 以上を踏まえ、適切な処理期限を設定することが適当である。